

# 令和3年 教育委員会

## 第1回 定例会 議事日程

令和3年1月26日（火）

### 第1 議 案

#### 【子ども支援課】

(1) 議案第3号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

#### 【指導課】

(1) 議案第4号「人事案件」【秘密会】

### 第2 報 告

#### 【文化振興課】

(1) 区立図書館の閲覧席の削減、開館時間短縮等について

(2) 千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方について

#### 【子ども総務課】

(1) 区立学校・園 卒業式及び入学式等について

#### 【子ども支援課】

(1) 令和3年4月保育所等入所（一次締切）申込状況について

#### 【子育て推進課】

(1) 東京都認証保育所の開設について

#### 【児童・家庭支援センター】

(1) 麴町地区私立学童クラブ運営事業者の選定結果について

#### 【指導課】

(1) 令和元年度における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について

(2) 学校生活アンケートの結果について

(3) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（12月）

#### 【九段中等教育学校経営企画室】

(1) 令和3年度九段中等教育学校適正検査応募状況

### 第3 その他

#### 【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（2月5日号）

議案第3号

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）			旧（現行）		
第1条～11条（現行に同じ）			第1条～11条（略）		
第12条 長時間保育を受けている者で第3条第3項に定める保育実施時間終了後に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育（以下「延長保育」という。）を実施する。			第12条 長時間保育を受けている者で第3条第3項に定める保育実施時間終了後に保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育（以下「延長保育」という。）を実施する。		
(1) 実施園 千代田幼稚園及び昌平幼稚園とする。			(1) 実施園 千代田幼稚園及び昌平幼稚園とする。		
(2) 実施時間 午後6時30分から午後7時30分までとする。			(2) 実施時間 午後6時30分から午後7時30分までとする。		
(3) 実施日 実施園における保育を実施する日とする。			(3) 実施日 実施園における保育を実施する日とする。		
(4) 対象児童 実施園の園児のうち、延長保育を必要とする園児とする。			(4) 対象児童 実施園の園児のうち、延長保育を必要とする園児とする。		
(5) 定員 長時間保育定員の20パーセント			(5) 定員 長時間保育定員の20パーセント		
(6) 補食の提供 必要に応じて提供する。			(6) 補食の提供 必要に応じて提供する。		
2～6（現行に同じ）			2～6（略）		
7 延長保育料の額は、別表2に定めるところとする。			7 延長保育料の額は、別表2に定めるところとする。		
第13条～18条（現行に同じ）			第13条～18条（略）		
別表1（第6条関係）（現行に同じ）			別表1（第6条関係）（略）		
別表2（第12条関係）			別表2（第12条関係）		
各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		延長保育料
階層区分	階層区分の定義	(月額/円)	階層区分	階層区分の定義	(月額/円)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ	100	C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ	710
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	500	D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	710
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	700		2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	720
	3 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	900		3 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	920

	得割額が68,000円未満の世帯			得割額が68,000円未満の世帯	
4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	1,000	4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	1,000
5	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	1,200	5	前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	1,200
6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	1,400	6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	1,400
7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	1,500	7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	1,500
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	1,600	8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	1,600
9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	1,800	9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	1,800

備考 9月分から翌年3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

様式 1～10号様式（現行に同じ）

備考 9月分から翌年3月分までの延長保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

様式 1～10号様式（略）

#### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表2延長保育料（月額/円）の欄の改正規定は、令和元年10月1日から適用する。

## 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の改正について

### 1 改正理由

区立昌平幼稚園、及び千代田幼稚園にて実施している延長保育料の規定を整備する必要があるため。

### 2 改正概要

「千代田区立幼稚園使用条例施行規則」別表2に定める延長保育料の金額を改める。

### 3 施行期日

公布日（延長保育料の金額については、令和元年10月1日から適用）

## 区立図書館の閲覧席数削減・開館時間短縮等について

令和3年1月7日の緊急事態宣言の発出を受け、利用できる閲覧席数を削減し、千代田図書館と日比谷図書文化館の平日の開館時間を短縮します。

※新型コロナウイルスの感染状況等により、再度利用の制限や休止をすることがあります。

### 期 間

令和3年1月8日(金曜日)から緊急事態宣言が解除されるまで

### 開館時間

千代田図書館と日比谷図書文化館の開館時間を以下のとおり変更します。

平 日 : 午前10時から午後8時まで (通常は午前10時から午後10時まで)

土曜日 : 午前10時から午後7時まで

日曜日・祝日 : 午前10時から午後5時まで

※四番町図書館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館の開館時間は変更ありません。

### 貸出施設

利用時間 : 千代田図書館と日比谷図書文化館の開館時間の短縮に伴い、平日の夜間枠  
(午後6時から午後10時まで)の利用は中止します。

利用人数 : 定員の半分以下

※利用にあたっては、マスクの着用・手指の消毒、開催前後や休憩時間等の密集を避けるなどの  
感染予防対策を行い、利用者名簿を作成し、保管する。

### 閲覧席数

閲覧席等 : 、アクリル板の設置など感染防止対策を講じて、50%程度に制限

利用時間 : 2時間以内

### 図書館における主な感染防止対策

消毒液の設置、検温の実施

飛沫感染防止シート等の設置、ソーシャルディスタンスを確保するためのフロアマーカ―を貼付、

職員のマスクやフェイスガードの着用

### 来館者への協力依頼

マスクの着用、手指の消毒、入館票の記入、ソーシャルディスタンスの確保、短時間での利用  
体調のすぐれない(発熱・咳・倦怠感など)場合は、来館しない。

# 千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方について

## 千代田区立図書館運営の経緯

- ◆平成 17 年 7 月 『新千代田図書館基本構想』 策定
- 平成 19 年 4 月 指定管理者による区立図書館の運営開始  
(千代田図書館・四番町図書館・昌平まちかど図書館・神田まちかど図書館)
- 平成 19 年 5 月 新千代田図書館オープン
- ◆平成 21 年 1 月 『(仮称) 日比谷図書館・文化ミュージアム基本構想』 策定
- 平成 23 年 9 月 指定管理者による日比谷図書文化館の運営開始
- 平成 23 年 11 月 日比谷図書文化館オープン
- ◆平成 27 年 3 月 『ちよだみらいプロジェクト-千代田区第 3 次基本計画 2015-』 策定
- 平成 29 年 4 月 指定管理者による区立図書館全館の一体運営開始

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
千代田図書館 (四番町・まちかど)	◆ 構想		第1期指定管理期間				第2期指定管理期間				第3期指定管理期間						
日比谷図書文化館					◆ 構想	日比谷第1期指定管理期間											

## 基本的なサービスのあり方策定の背景

千代田区立図書館は、『新千代田図書館基本構想』及び『(仮称) 日比谷図書館・文化ミュージアム基本構想』が描く区立図書館の新しい形を目指し、様々な取り組みを展開してきた。

平成 28 年度の指定管理者選定においては、双方の基本構想のもと、各館の機能や役割を明確にしつつ、効率的な運営を行うため、5 館一体の運営管理を行うことし、業務要求水準書には、区立図書館の基本的なサービスの方向性の要素を盛り込んだが、明文化には至らなかった。

そこで、図書館を取り巻く社会情勢等の変化に応じた、区立図書館全館を包括する基本的なサービスの方向性を明確にすることにより、指定管理者の創意工夫を引き出し、多様化する利用者ニーズに応えることを目的に『千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方』を策定する。

### 【図書館に関連する国の動き】

- 平成 30 年 4 月 『第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』が閣議決定
- 令和 元年 6 月 『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律』施行

### 【社会の変化】

- ICT の推進やモバイル端末の普及  
[スマートフォンの世帯保有率： H28 年：71.8% ⇒ R 元年：83.4%]
- 千代田区の夜間人口 [H28 年：58,576 人 ⇒ R2 年：65,942 人]
- 千代田区の外国人人口 [H28 年：2,636 人 ⇒ R2 年：3,271 人]

## 基本的なサービスのあり方策定の趣旨

『千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方』は社会情勢等の変化に対応し、多様化する利用者ニーズに的確に応えるとともに、『ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—』における“めざすべき10年後の姿”の着実な実現に向けて、区立図書館全館を包括する基本的なサービスの方向性を明確にするために策定する。

# 千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方〈概要〉

《目指す図書館像》 知識の入口・知の拠点として活用される図書館

## 《基本理念》

千代田区立図書館は、区民等の学習や情報収集を支援するとともに、図書館の資料に限定されない幅広い情報を発信することで、区内の豊富な文化・情報資源に触れ、活用するための拠点として機能することを目指します。

## 《基本的なサービスの方向性》

### 1 多様なニーズに応える資料の充実

- ・電子書籍も併用しつつ、様々な知的関心に応えうる幅広い情報資源を収集する。
- ・児童書やバリアフリー資料、外国語資料、デジタル資料などの充実により、多様化する利用者ニーズに対応する。

### 2 誰もが利用しやすい図書館

- ・安心して快適に利用できる図書館を目指す。
- ・誰もが必要な情報を入手できるよう、きめ細やかなサービスを提供する。
- ・様々なメディアを活用し、わかりやすい情報発信を行う。

### 3 様々な学習・交流機会の提供

- ・図書館の資料、文化資源、ミュージアム機能を活用した展示やイベント等多様な学習機会を提供する
- ・研修室、会議室、ホール等利用者同士が交流し、知識を共有できる文化活動の場を提供する。
- ・子ども向けイベント等を通じた学習支援や、読書への関心を高める取り組みを実施する。

### 4 地域との連携強化

- ・区内大学や美術館などの関係機関との連携を強化し、幅広い情報提供が可能な体制を作る。
- ・様々な知識やスキルを有する人材の活用を目指し、地域ボランティアの育成や活動機会を提供する。

### 5 学校等への支援の拡充

- ・区立の教育機関等へ司書を派遣し、区立図書館の資料や職員の専門性を活かした支援を行う。
- ・派遣先の施設における子ども向け・保護者向けイベントを開催する。
- ・学校図書館の運営支援や、私立教育機関等への支援の拡充を行うことで、子どもの読書活動を推進する。

令和3年1月

各 位

区立学校・園 卒業式及び入学式等について

このことについて、下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

記

◆ 令和2年度卒業式等日程

区 分	式 名	実施日・開会時間
各保育園	卒園式	3月13日(土) 午前10時
各幼稚園・こども園	修了式	3月18日(木) 午前10時 ※九段幼稚園のみ午前10時30分
各小学校	卒業式	3月25日(木) 午前10時
麴町中学校		3月19日(金) 午前10時30分
神田一橋中学校		3月19日(金) 午前10時
九段中等教育学校		3月 6日(土) 午前10時
神田一橋中学校通信教育課程		3月 7日(日) 午前10時

【会場】各園・各学校

◆ 令和3年度入学式等日程

区 分	式 名	実施日・開会時間
各保育園	入園式	4月 2日(金) 午前10時
各幼稚園・こども園	入園式	4月 8日(木) 午前10時
各小学校	入学式	4月 6日(火) 午前10時30分
各中学校		4月 7日(水) 午前10時
九段中等教育学校		4月 6日(火) 午後 2時
神田一橋中学校通信教育課程		4月 3日(土) 午前10時

【会場】各園・各学校

【担 当】

子ども支援課長 新井 玉江 内線2440  
指 導 課 長 佐藤 友信 内線3160

2千子指導発第767号  
令和3年1月25日

千代田区立学校（園）長 殿

千代田区教育委員会  
教育長職務代理者一部事務受任者  
千代田区教育委員会事務局子ども部長  
清水 章

新型コロナウイルス感染症対策を施した令和2年度卒業式及び  
令和3年度入学式等の実施について（通知）

このことについて、国内における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、下記のとおり感染防止の対策を講じて実施することとします。

各学校においては、これまでの通知及び本通知に基づき、感染症対策を講じた上で、適切に対応するようお願いいたします。

記

1 方針

国内における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる対応策を講じた上で、卒業式・入学式等を実施する。

2 感染防止対策

(1) 基本的な対策

入場者の検温や手指消毒を実施するとともに、マスク着用を徹底する。

(2) 密閉の回避

ア 式全体を1時間程度で計画する。

- ・区長及び教育委員会挨拶の読み上げは実施せず、掲示又は配付する。
- ・祝電披露は、掲示の案内のみに留める。

イ 30分を目安に、会場の換気を行う。

(3) 密集の回避

ア 座席の間隔は、原則として、前後左右少なくとも1座席分程度を確保する。

イ 保護者の参列は、1家庭につき2名までとする。

ウ 在校生の参列は、可能な限り避け、参列をする際は代表者のみを原則とする。

エ P T A関係者、来賓については招待しない。

(4) 密接の回避

ア 飛沫拡散の可能性がある歌唱等を行わない。

- ・国歌及び校歌は、CD等に録音された歌唱入りの楽曲を、会場全体に聞こえるよう再生する。

- ・ブラスバンド等の演奏は行わない。
- イ 式辞等は演台にアクリル板を設置するなど、飛沫拡散の防止策を講じた上で行う。
- ・校長式辞、卒業証書授与や送答、答辞等はマスクを着用したまま行うことを原則する。

### 3 「国歌斉唱」の扱いについて

- (1) 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
- (2) 式典において、司会者は「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
- (3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立する。
- (4) 飛沫の拡散防止を徹底するため、歌唱は行わず、CD等に録音された歌唱入りの国歌を会場全体に聞こえるように再生する。

### 4 その他

本通知における対応方針は現時点のものであり、状況の変化により変更される場合がある。

(担当)

**【学校保健に関すること】**

学務課学校運営係 内線 3 1 2 3

**【教育活動に関すること】**

指導課指導主事 内線 3 1 6 3

**【その他に関すること】**

子ども総務課子ども総務係 内線 2 0 1 4

令和3年4月保育所等入所（一次締切）申込状況  
（令和2年12月28日受付終了時点）

1 申込状況

クラス	令和3年4月一次		差し引き 申込者数 $C = B - A$
	申込者数 A	募集数 B	
0歳児クラス	191	232	41
1歳児クラス	171	141	△30
2歳児クラス	55	54	△1
3歳児クラス	56	54	△2
4歳児クラス	41	32	△9
5歳児クラス	9	81	72
計	523	594	71

2 今後の予定

- (1) 2月8日（月）：一次締切の結果通知発送
- (2) 2月12日（金）：令和3年4月保育所等入所（二次締切）申込期限
- (3) 2月26日（金）：二次締切の結果発表

## 東京都認証保育所の開設について

1 名称

ナーサリールームベリーベアー霞が関

2 所在地

千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館地下1階（国土交通省内）

3 設置・運営事業者

株式会社ネス・コーポレーション

渋谷区神宮前6-16-18 サンドー原宿ビル3階

4 開設予定年月日

令和3年4月1日

5 利用対象者

区市町村が必要と認める0歳から2歳児までの都内在住児童

6 開所時間

月曜日から土曜日 7時30分～21時

〔祝日、年末年始（12/29～1/3）は除く〕

7 定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
5名	7名	8名	20名

（0歳児は生後57日目から）

## 麴町地区私立学童クラブ運営事業者の選定結果について

麴町地区（九段小学校近辺）の私立学童クラブについて、令和3年4月1日の開設に向け、整備及び運営を行う事業者をプロポーザル方式で募集、選定した。

### 1 件名

麴町地区私立学童クラブの整備及び事業運営

### 2 採否の決定した日

令和3年1月6日（水）

### 3 選定委員の構成

- ・委員長 子ども部長
- ・委員 児童・家庭支援センター所長  
外部委員3名（放課後児童支援員認定研修講師、公認会計士、青少年委員）

### 4 プロポーザル参加者数

1者

### 5 選定事業者

事業者名：特定非営利活動法人子ども支援ホーム

所在地：埼玉県川口市並木1-2-12

代表者名：理事長 内田 剛史

### 6 事業概要

名称：学童保育じゃんぷ 九段クラブ

開設時期：令和3年4月1日

定員：40名程度

実施場所：千代田区九段南4-1-10 グランドメゾン九段南2階 ※裏面地図を参照

### 7 審査結果一覧表（500点満点、配点の6割以上で選定）

評価項目	配点 (100点×5人)	第1位
事業者評価	75点	50点
配置予定担当者評価	50点	50点
提案書内容評価	250点	167点
プレゼンテーション	125点	82点
合計	500点	349点

# 麴町地区 新規学童クラブ 地図



令和元年度 千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について

「いじめ」の状況

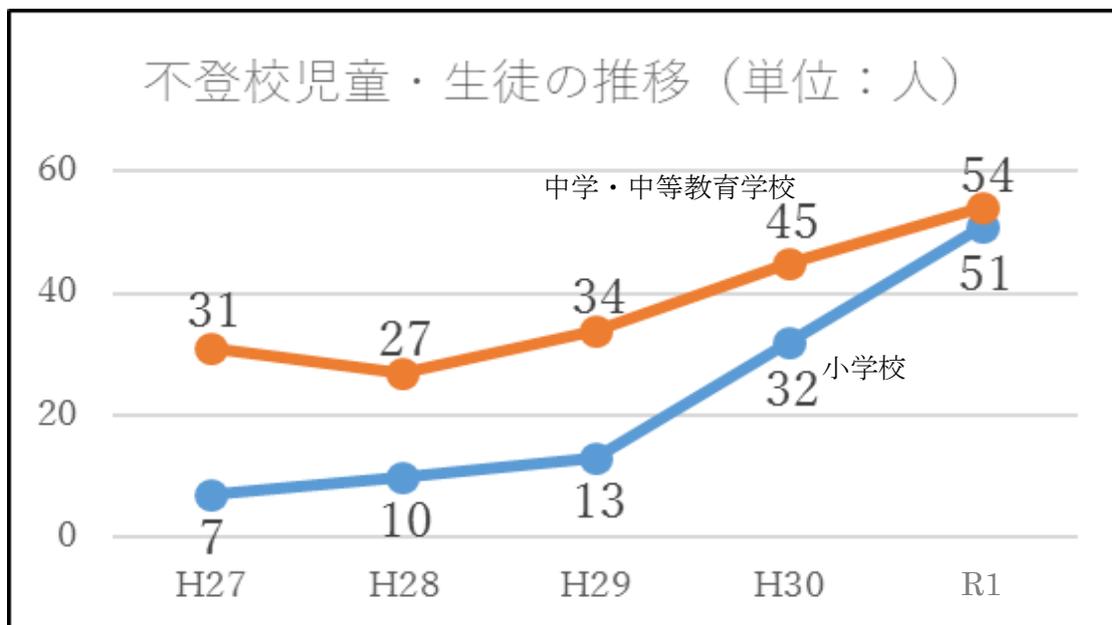
項目	認知学校数		認知件数		解消件数(解消率)	
	H30	R1	H30	R1	H30	R1
小学校	8	6	30	30	16(53.3%)	15(50.0%)
中学・中等教育学校	2	2	6	3	5(83.3%)	1(33.3%)

【特徴】

- H30 に比べ R1 の小学校の認知件数は同数であった。中学・中等教育学校では前年度に比べ半減した。
- 解消率は、昨年度に比べ全校種において若干下がっている。
- いじめの態様は、「冷やかしやからかい等の言葉によるもの」が最も多くなっている。
- いじめの発見のきっかけは当該児童生徒の「本人からの訴え」が最も多く、次いで「保護者からの訴え」、「学級担任による発見」の順になっている。

小学校、中学・中等教育学校（後期課程含）における不登校の状況

項目	不登校在籍学校数		不登校児童・生徒数		出現率	
	H30	R1	H30	R1	H30	R1
小学校	7	8	32	51	1.2%	1.7%
中学・中等教育学校	3	3	45	54	3.0%	3.5%



【特徴】

- 出現率は全校種で増加となっている。
- 小学校では学年が上がるにつれ、不登校児童が増加し、中学・中等教育学校では2年生が最も多い。
- 不登校要因は、全校種において「不安・無気力」が多くなっている。次いで小学校では「家庭の問題」、中学・中等教育学校では「人間関係」が多くなっている。

令和2年度 学校生活アンケートの結果（概要）

この調査は、学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）と学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。本区において小学4年生以上の全児童・生徒を対象に（令和2年度は全ての小学校において1～3学年でも実施）ハイパーQUを実施している。

各校で行った学校生活アンケートの結果について、概略を報告する。

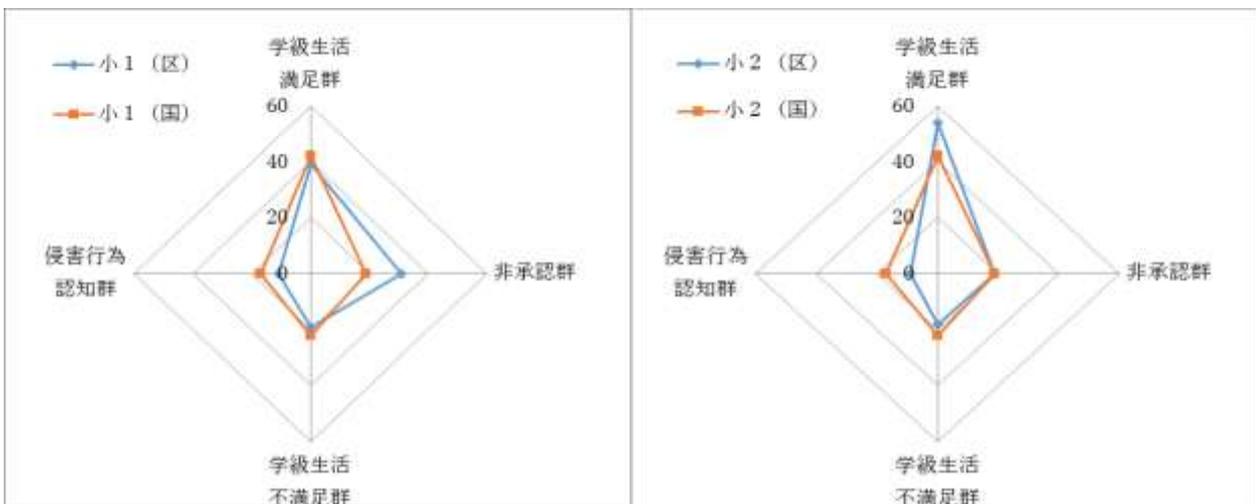
I 学級満足度尺度結果

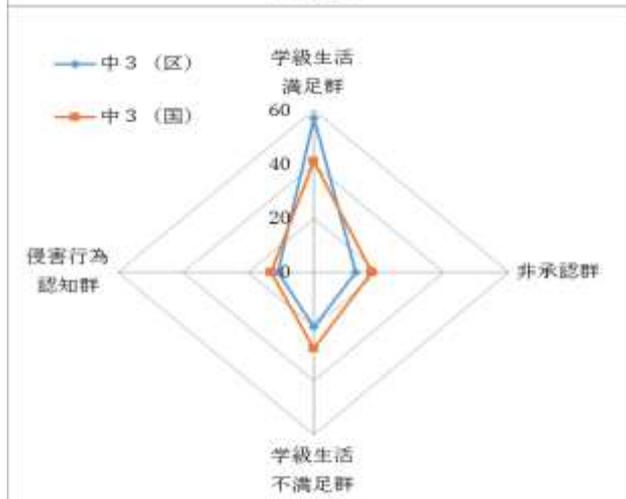
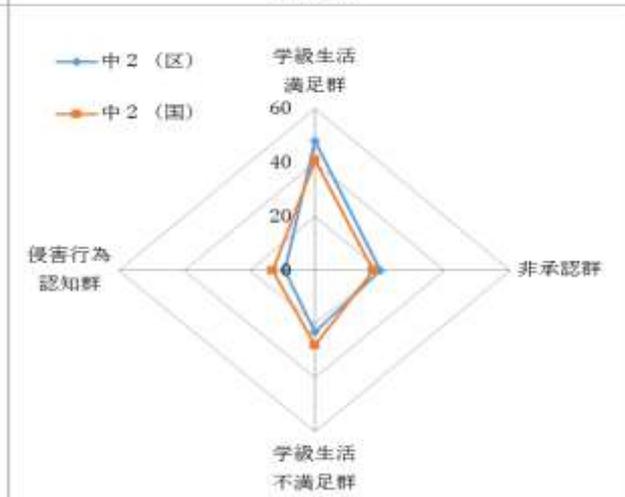
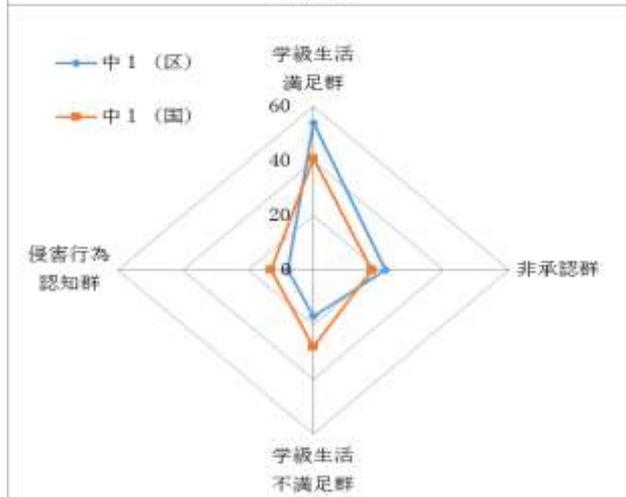
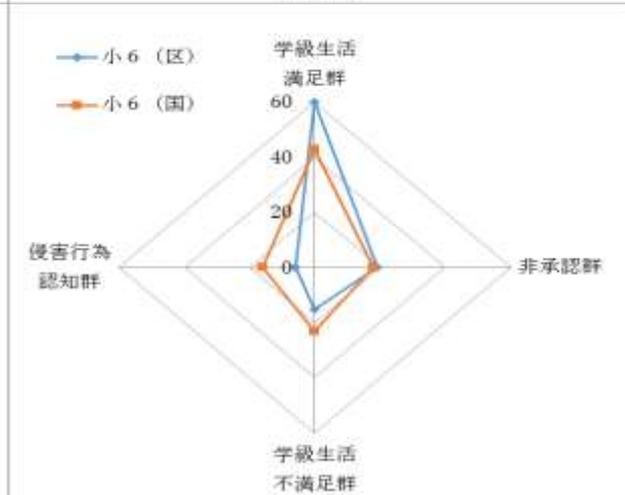
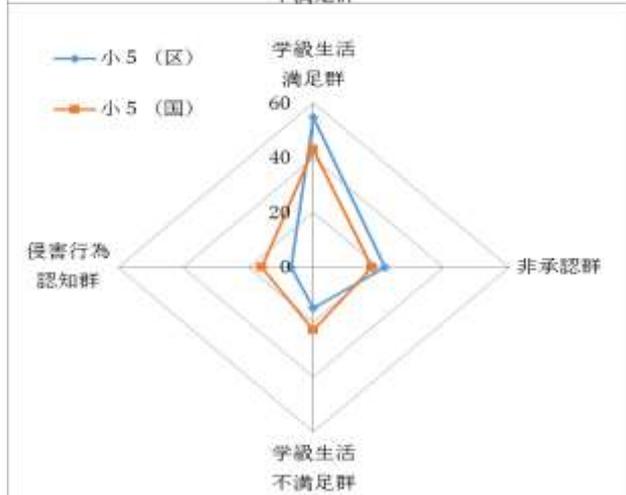
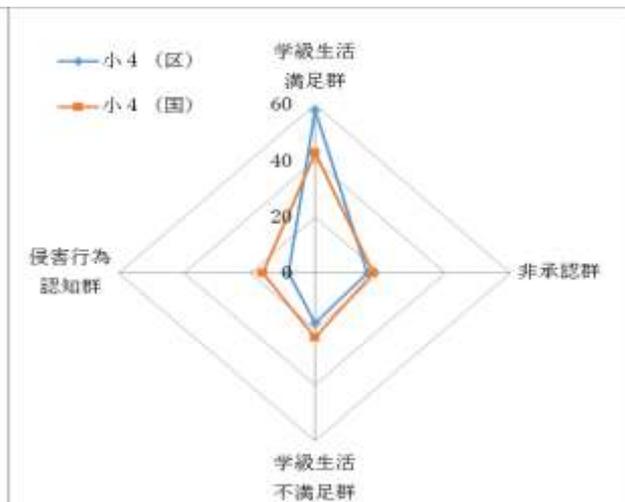
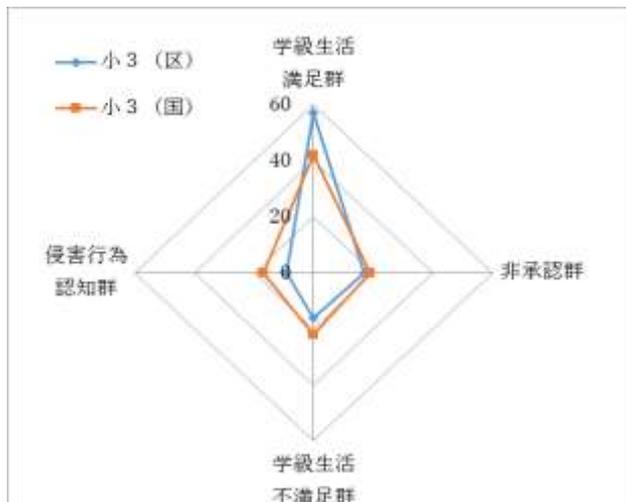
B群	A群
C群	
要支援群	D群

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被侵害得点）と、自分が級友から受けいれられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて理解する。

- 学級生活満足群（A）・・・ 学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている
- 侵害行為認知群（B）・・・ いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い
- 学級生活不満足群（C）・・・ いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い、不登校のリスクが高い
- ※要支援群・・・ 不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとて高く、早急に個別対応が必要な状態
- 非承認群（D）・・・ いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

II 本区の学級満足度尺度結果（小1年～中・中等3年）





小学校

(単位は%、端数があるため合計は100にならないことがある)

	学級生活満足群			非承認群			学級生活不満足群			侵害行為認知群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
小1	39	42		31	19	▼	19	22		11	17	△
小2	54	42	△	19	19		18	22		9	17	△
小3	57	42	△	17	19		16	22	△	9	17	△
小4	58	43	△	16	18		18	23	△	8	16	△
小5	55	43	△	22	18		15	23	△	7	16	△
小6	60	43	△	19	18		15	23	△	6	16	△

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			非承認群			学級生活不満足群			侵害行為認知群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
中1	54	41	△	22	18		17	28	△	8	13	△
中2	48	41	△	20	18		23	28	△	9	13	
中3	57	41	△	13	18	△	20	28	△	11	13	

※全国平均に対して、△5%以上の肯定的な差異を、▼は5%以上の否定的な差異を表しています。

【小学校】

- 学級生活満足群は、小学1年生を除いたすべての学年において全国平均を上回っている。この結果より、区内児童の多くは、学校生活に満足していると考えられる。
- 非承認群は、小学校1年、5年、6年で上回っており、特に小学校1年生は12ポイント全国平均を上回っている。この結果より学級内で認められていると感じている児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 侵害行為認知群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果よりいじめを受けているかトラブルがある可能性が高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

【中学校・中等教育学校（前期課程）】

- 学級生活満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内生徒の多くは、学校生活に満足していると考えられる。
- 非承認群は、中・中等教育学校1，2年において全国平均を上回っている。この結果より学級内で認められていると感じている1，2年の生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている生徒、非常に不安傾向の強い生徒、不登校のリスクが高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 侵害行為認知群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果よりいじめを受けているかトラブルがある可能性が高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和2年12月末の報告)

教育委員会資料  
令和3年1月26日  
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年	0 (-1)	1 (+1)	1	1		1		
	2年		4	4	1		1		
	3年		1	1	4		4	1 (+1)	
	4年	1	1	2	7 (+2)		7		
	5年	0 (-1)	7 (+1)	7	4		4	1 (+1)	
	6年	3	8	11	11 (-3)		11	5	5
中・中等(前期)	1年		1	1	9 (+1)		9		
	2年	2 (+1)		2	17 (+1)		17	6	6
	3年	1		1	20		20		
中等(後期)	4年				3 (+2)		3		
	5年				1 (+1)		1		
	6年				8 (+8)		8		
計	合計	7 (-1)	23 (+2)	30	86 (+12)		86	13 (+2)	11

令和3年度 千代田区立九段中等教育学校 入学者決定応募状況

募集区分	年度	募集人員(a)			応募人員(b)			応募倍率(b/a)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	R3	40	40	80	86	88	174	2.15	2.20	2.18
	R2				97	95	192	2.43	2.38	2.40
	H31				96	87	183	2.40	2.18	2.29
B	R3	40	40	80	190	267	457	4.75	6.68	5.71
	R2				232	309	541	5.80	7.73	6.76
	H31				227	328	555	5.68	8.20	6.94
合計	R3	80	80	160	276	355	631	/	/	/
	R2				329	404	733			
	H31				323	415	738			

出願 区分A【持参】 令和3年1月13日(水)・14日(木) 午前9時～午後3時(九段校舎)

区分B【郵送】 令和3年1月7日(木)～12日(火) 必着

応募状況発表 令和3年1月19日(火) 午前11時(九段中等教育学校ホームページ掲載・九段校舎掲示)

適性検査 令和3年2月3日(水) 午前8時30分集合 午前9時～午後0時35分(九段校舎・富士見校舎)

合格発表 令和3年2月9日(火) 午前8時(九段中等教育学校ホームページ掲載)

午前9時(九段校舎掲示)

入学手続 令和3年2月9日(火) 午前9時～午後3時(九段校舎)

令和3年2月10日(水) 午前9時～正午(九段校舎)

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和3年1月26日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
1	26	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
1	27	水				
1	28	木				
1	29	金				
1	30	土				
1	31	日				
2	1	月				
2	2	火				
2	3	水	8:30~	ペスタロッチ祭 適性検査	九段中等教育学校	教育委員出席
2	4	木				
2	5	金				
2	6	土				
2	7	日				
2	8	月				
2	9	火	8:00~ 9:00~ 9:00~ 15:00~	合格発表(HP) 合格発表(掲示) 入学手続き(~15:00) 教育委員会定例会 ◎	九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校 区役所(教育委員会室)	教育委員出席
2	10	水	9:00~	入学手続き(~12:00)	九段中等教育学校	
2	11	木				
2	12	金				
2	13	土				
2	14	日				

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
2	15	月				
2	16	火				
2	17	水				
2	18	木		千代田幼稚園研究発表会	千代田幼稚園	
2	19	金				
2	20	土				
2	21	日				
2	22	月				
2	23	火				
2	24	水	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
2	25	木				
2	26	金				
2	27	土				
2	28	日				

「広報千代田」  
2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 10件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	子育て推進課 ひとり親世帯の方へ 臨時特別給付金の受付期限	ひとり親世帯臨時特別給付金の受付期限の案内	～2月26日（金）		
2	児童・家庭支援センター 子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	2月19日（金）10時30分～11時30分	あい・ぽーと麴町（三番町7）	NPO法人あい・ぽーとステーション
3	文化振興課 四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	第1・第3金曜15時30分～、毎週土曜11時～	2階児童室	四番町図書館
4	生涯学習・スポーツ課 人材バンク活用講座・区民自主企画運営講座の企画案募集と説明会	令和2年度に九段生涯学習館で開催する生涯学習講座の企画案の募集・説明会を開催	①2月19日（金）10時～11時②2月19日（金）19時～20時③2月23日（火・祝）10時～11時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
5	生涯学習・スポーツ課 人材バンク登録者を募集	専門的知識や技能を持つ方を登録し、指導者や講師を必要とするサークルなどに紹介する人材バンク登録制度の紹介		九段生涯学習館	九段生涯学習館

6	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催	3月5日(金)18時30分～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
7	生涯学習・スポーツ課	千代田区軟式野球連盟審判技術講習会	区内在住・在勤者を対象とした審判講習会	2月28日(日)9時～16時	花小金井運動施設(小平市花小金井南町3-2-7)	千代田区体育協会
8	生涯学習・スポーツ課	令和3年度参加者募集 千代田区ジュニアテニスクラブ	区内在住・在学の小学4年～6年生を対象としたテニス講習会	毎月第1・第3土曜10時～11時30分(冬期は10時30分～)	外濠公園総合グラウンド内テニスコート	千代田区体育協会
9	生涯学習・スポーツ課	区民スポーツ大会 「ファミリーバレーボール大会」	中学生以上の区内在住・在勤者を対象にファミリーバレーボール大会を開催	3月7日(日)10時～	スポーツセンター	
10	生涯学習・スポーツ課	少年少女スポーツ団体の屋外スポーツ施設利用補助	少年少女スポーツ団体の屋外スポーツ施設利用料の一部を助成し、スポーツ活動を支援する制度の案内			